

はじめに

平素から海難審判行政に対するご理解、ご協力をいただき、ありがとうございます。

我が国の海難審判制度は、IMO（国際海事機関）の船舶事故調査コードによる「原因究明と責任追及を分離した事故調査」の実施に関するSOLAS条約の一部改正が発効することを見据えて見直しが行われ、平成20年10月「海技免許に対する行政処分を行う」国土交通省の特別の機関として「海難審判所」が設置され、本年10月で丸12年となりました。

「海難審判所」は、「海難の発生の防止」に寄与することを目的とする「海難審判法」に基づき、海難の調査と審判を行い、海難が海技士、小型船舶操縦士、水先人の故意又は過失によって発生したと認めたとき、「裁決」で懲戒の理由となる「海難の原因」を示し、行政処分を行います。

「裁決」で示す「海難の原因」は、発生した海難と因果関係を有する先行事実（作為・不作為）のうち、「海難の発生の防止」に最も寄与すると審判官が判断したもので、「そのことを排除又は改善していれば海難は発生しなかったであろう」という形で示しており、「海難の発生の防止」のために何が必要であるかを示すものです。

そして、「裁決」には、受審人の「注意義務の前提となる具体的状況」（過失の認定における前提事実）のほか、受審人が注意義務を尽くさなかった理由などが時系列で記載されているので、読者が今後同じような状況に遭遇した際、事故に陥らないための教訓として役立つものと考えます。

このように、「裁決」には、「海難の発生の防止」に役立つ情報が凝縮して記載されており、当所ホームページにおいてもその概要を御覧いただけます。

今般発刊の本誌「令和2年版レポート 海難審判」には、平成31年及び令和元年の海難の統計やその傾向、主な海難の事例とそこから得られる教訓等が掲載されています。また、当所ではテーマに応じて海難事例を分かりやすく図解した「JMAT ニュースレター」（Japan Marine Accident Tribunal）をメールで配信しているので、本誌と併せ社内教育や船内教育に活用していただければ幸いです。

目 次

はじめに

本 編

海難審判所の現状	1
1 海難審判制度の目的と任務	1
2 海難審判所の組織と管轄	1
3 海難審判所の現状	2
海難の調査と審判	3
1 海難調査	3
(1) 海難の認知, 立件及び調査	3
(2) 海難審判法の対象となる海難	3
(3) 審判開始の申立て	5
2 海難審判	6
(1) 海難審判の開始	6
(2) 海難審判の審理	6
(3) 審理の終結	6
(4) 裁決の取消しの訴え	6
裁決の状況と原因	8
1 裁決の状況	8
(1) 海難種類別裁決件数	8
(2) 船種・海難種類別隻数	8
(3) 免許種類別懲戒の状況	9
2 裁決における原因	10
(1) 原因総数	10
(2) 原因分類別	10
(3) 「航法不遵守」が原因とされた海難	10
《裁決事例－航法別》	11
(4) 船種別による海難の原因分類	16
《裁決事例－船種別》	18
海難防止の取り組み	25